

## 告示

### 埼玉県告示第千三十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年八月十六日

埼玉県知事 上田清司

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

小川ビル

埼玉県川越市神明町四番地四外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 近隣の店舗と連携を図り、付近一帯の渋滞対策を検討すること。
- (2) 開店時以降も渋滞の発生状況に応じて警備員の配置を検討すること。
- (3) 児童生徒の安全確保について、以下の点に注意すること。
  - (一) 店舗周辺道路は、川越市立川越小学校及び川越市立初雁中学校の学区にあたり、児童生徒の通学や生活に利用されているため、駐車場への入退出車両に対して注意喚起の施策を講じるなど、児童生徒の交通事故防止に十分に留意すること。
  - (二) 工事開始後、計画地周辺に工事車両が出入りする際、児童生徒が交通事故の被害に遭わないよう十分な安全対策をすること。特に、七時三十分～八時三十分は、児童生徒の登校時間に、十四時以降は下校及び下校後活動する時間帯であることを理解し、万全な安全対策をすること。
  - (三) 店舗新設後、児童生徒が荷捌きの搬入車両及び店舗利用者の車両による交通事故の被害に遭わないよう、安全対策に配慮すること。特に、一般客が多く来店する時間帯と児童生徒の下校時間は重なることが考えられるため、この時間帯においては、児童生徒の交通安全及び店舗付近の安全確保について配慮すること。また、小学校の放課後の自転車事故が多数発生している状況があるので、交通整理員をたてるなど、十五時以降の店舗出入口付近での交通事故防止にも十分配慮すること。

#### 二 縦覧期間

平成二十八年八月十六日から平成二十八年九月十六日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

